

令和 4. 4. 1 制定

改正 令和 7. 6. 16

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター規程第8条第2項の規定に基づき、群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、入学試験の実施・運営に当たる。

- (1) 入学試験実施に関する基本方針に関すること。
- (2) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (3) 学力検査等の実施に関すること。
- (4) 合格者判定の基準に関すること。
- (5) 専門委員の選考方法に関すること。
- (6) 出題、査読、採点等に係る総括に関すること。
- (7) その他入学試験実施に関すること。

2 委員会は、各学部等の入学試験を担当する委員会の意見を取りまとめるとともに、アドミッションセンター運営会議に対して、入学者選抜に関する提案を行うことができる。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部等の入学試験を担当する委員会の委員長
- (4) アドミッション・コーディネータ
- (5) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員)

第7条 第2条第6号の事項に関して、出題、査読、採点等を専門的に処理するため、次の専門委員を置く。

- (1) 出題委員
- (2) 査読委員
- (3) 採点委員
- (4) 試解答委員
- (5) 調査書審査委員
- (6) 電子計算機処理委員

- 2 前項の委員は、委員会の定めた人数に従い、各学部から選出された者とする。

- 3 第1項の専門委員の任期は当該年度とし、再任を妨げない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部学生受入課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、アドミッションセンター運営会議の議を経て、センター長が行う。

附 則

この改正は、令和7年6月16日から施行する。